

【1】公共施設（個別施設）の方向性について

○文化施設 資料1－①

1. 基本的な考え方

- ① 平常時の多目的利用が多く、災害時の拠点施設としても位置付けている施設については「町管理」とする。ただし、今後老朽化による大規模改修が見込まれる施設については、当面、最低限の維持修繕に止めることとし、多目的ホールや図書館、避難所など、現状機能の移転も含めた検討を進めるものとする。
- ② 加計高等学校の存続に必要な生徒の受入れ施設は、引き続き「町管理」とする。

○社会教育施設 資料1－②

1. 基本的な考え方

- ① 郷土資料収蔵庫は、収蔵品等の整理を行ったうえで1箇所を集約する。
- ② 町の生涯学習の中心となる図書館については、当面「町管理」とするが、図書館が入る建物施設の機能移転の検討と併せて、今後の施設のあり方についても検討を進める。

○子育て支援施設 資料1－③

1. 基本的な考え方

- ① 地域子育て拠点として必要な施設は、引き続き「町管理」とする。なお、倉庫など学校付帯施設として存在するものは、総量適正化の観点から「廃止」とする。

○スポーツ施設 資料1－④

1. 基本的な考え方

- ① 町内外からの利用者が多く、また災害時重要拠点【救援物資集積拠点】に位置付ける施設については「町管理」とする。
- ② 小学校に付帯するプール及び保育施設の利用に供するプールについては、引き続き「町管理」とする。
- ③ 地元利用がなされていない施設や学校統廃合により役割を終えた施設については、「廃止」とする。なお、地元において活用希望がある場合は地元譲渡を前提に検討を行う。
- ④ 広場等における管理棟や東屋、倉庫等の付帯施設は、引き続き「町管理」とする。